

1 点検・診断等の実施方針（現状を把握する）

公共施設及びインフラの適切な維持管理などをするためには、日常的・定期的に点検・診断し、施設の状態を把握することが重要となります。そこで、施設及びインフラのそれぞれの実施方針を次のとおり定めます。

(1) 施設に係る実施方針

施設評価を踏まえた点検・診断等の優先度を設定した上で優先度の高い施設については、日常点検・建物診断の結果及び一定の修繕履歴をデータベースとして情報を集約・蓄積させます。

法定点検等の重要な点検や優先度の高い施設の診断結果等については施設管理担当課と建築担当課が情報を共有し、適宜適切な技術的なサポートを行うことで、施設が適切に保全されるようにします。

(2) インフラに係る実施方針

道路・橋りょう・上水道・下水道のそれぞれの分野において必要なインフラの規模等を検討した上で個別の長寿命化改修計画又は投資計画、経営戦略等を策定し、策定した計画に基づいた適切な点検・診断を行います。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針（適切な保全を図る）

公共施設及びインフラを継続して保有するためには、維持管理に大きなコストがかかります。そこで、日常的・定期的な点検・診断結果によって保全すべき設備及び更新時期などを把握した上で、予防保全の考え方を取り入れ、長期的な視点から維持管理コストを平準化するとともに、光熱水費や清掃費、修繕費などの縮減を図るために部課をまたがって、複数年契約や包括契約、同種の施設ごとの一括契約を進めるなど、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、環境負荷の低減とエネルギーコスト低減の観点から、ESCO事業¹等の導入の検討や高効率設備機器（省エネ機器）の導入を推進するほか、再生可能エネルギー等の活用も検討を行います。

その上で、施設及びインフラのそれぞれの実施方針については次のとおり定めます。

¹ ESCO (Energy Service Company) 事業とは、ESCO事業者が維持管理等の包括的なサービスを提供し、その結果得られる費用削減額をESCO事業者と委託者（市）が一定の取り決めにより配分するもの。省エネルギーに寄与し、費用削減効果は、ESCO事業者による省エネルギー効果の保証を通じて一定程度担保される。